社会福祉法人　青森令和会

ハッピーライフきらら佃　重要事項説明書

この重要事項説明書は、社会福祉法第 76 条及び 77 条の規定に基づき、文書により説明を行うものです。株式会社　ケアあおもりは、入居者に対して共同生活援助（グループホーム）を提供します。施設・設備の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1　事業者の概要

名　　称	社会福祉法人　青森令和会
法人所在地	青森県青森市佃２丁目４番 31 号
代表者氏名	理事長　安田　真弥
設立年月日	令和２年７月１０日

2　事業所の概要

事業所の種類	指定共同生活援助
事業所の名称	コミュニティライフ　きらら佃
連　　絡　　先	TEL：017-764-6123　FAX：017-764-6124
管理者氏名	神　敬子
サービス管理責任者	神　敬子
入　居　定　員	９人
共同生活住居住所	〒030-0962 青森市佃２丁目 4-30
指定年月日	令和６年７月１日
事業所番号	0222010499
主たる対象者	知的障害者 発達障害者、精神障害者、身体障害者

3　事業の目的及び運営方針

運　営　方　針	社会福祉法人　青森令和会が設置経営するグループホームハッピーきらら佃（以下「事業所」という。）において実施する介護サービス包括型指定共同生活援助（以下「共同生活援助」という。）の適正な運営を確保するために、必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、共同生活援助の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な共同生活援助の提供を確保することを目的とする。
運　営　目　的	事業所が実施する事業は、利用者が自立を目指し、地域において強度して自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 5 条 16 項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものとする。 ２　共同生活援助の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービスまたは保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。 ３　前２項のほか、法及び市町村が定める設備及び運営に関する条例の内容やその他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

4　施設の概要　①ハッピーライフきらら佃

（1）建物

構　　造	木造２階建て　アパートタイプ
敷　地　面　積	600.94 ㎡
延　べ　床　面　積	3549 ㎡

（2）居室

居 室 の 種 類	居室の面積	備考
一　人　部　屋	9.94 ㎡　～　13.25 ㎡	エアコン・クローゼット付き

（３）居室以外の施設設備の概要

設備の種類	各室面積	備考
食堂、リビング	30,64 ㎡	
浴室	4.1 ㎡	
洗面所	4,1 ㎡	
相談室	6.63 ㎡	
便所	1.66 ㎡	1F１室　２F１室
納戸	4.97 ㎡	

5　バックアップ施設の概要

施設の名称	ガーデンテラスきらら
代表者（施設長）	施設長　福井真美子
所在地	〒030-0962 青森市佃２丁目 4-29
電話番号	017-752-1200

6　職員の配置状況

（１）建物

職種	員数	区分				常勤換算後の職員	指定基準
		常勤		非常勤			
		専従	兼任	専従	兼任		
管理者（施設長）	1		1			1	
サービス管理責任者	1		1			1	
世話人	2	1			1	1.5	1.16
宿直者	1	1			2	1	

（２）居室

職種	勤　務　体　制
管理者 （施設長）	正規の勤務時間帯（９：００～１８：００）常勤で勤務
サービス 管理責任者	正規の勤務時間帯（９：００～１８：００）常勤で勤務
世話人	午後３：００～午後８：３０（５時間 30 分）

7　グループホームサービスの概要

（１）入居者の利用負担額

別紙、共同生活援助個人利用契約書のとおりです。

（２）介護給付費・訓練等給付費から給付されるサービス

介護給付費・訓練等給付費（市町村から支給される額及び入居者の定率負担額等）の範囲内で提供するサービスの内容は以下の通りとする。

なお、入居者個々人について提供するサービスの内容については、「共同生活援助利用契約書（グループホーム利用契約書)」第４条により作成する個別支援計画にもとづくものとします。

施　設　の　名　称	ハッピーライフきらら佃
管　　理　　者	神　敬子
所　　在　　地	青森市佃２丁目４－30
電　　話　　番　　号	017-764-6123

8　サービスの内容

基本的な生活に関わる支援

（１）調理、洗濯、掃除等の家事

（２）就労先やその他の関係機関との連絡

（３）その他の日常生活上の相談及び援助

社会生活にかかわる支援

（１）金銭管理・人間関係

（２）その他の社会生活上の相談及び助言

9　苦情申立て先

ご利用相談窓口	・窓口担当者　　社会福祉法人青森令和会　小泉　雄介 ・ご利用時間　　9：00～16：00 （土曜日曜・祭日、年末年始除く） ・電話番号　　017-752-1800 ・苦情解決責任者　渡部　一人 ・担当者が不在の場合は、事務所までお申し出ください。

１０　虐待防止に関する相談窓口

虐待防止に関する相談窓口	・窓口相談者　　きららグループ本部　渡部　一人 ・相談時間　　9：00～16：00 （土曜日曜・祭日、年末年始除く） ・電話番号　　017-762-7735

１１　協力医療機関

医療機関の名称	医療法人　いしだ医院	医療機関の名称	てつや歯科クリニック
医院長名	理事長　石田　均	医院長名	院長　船水　哲也
所在地	青森市花園２丁目 43-26	所在地	青森市桜川８丁目 6-10
電話番号	017-744-3300	電話番号	017-765-3655
診療料	内科、呼吸器科、循環器科	診療料	歯科、口腔外科
入院設備	無	入院設備	無

１２　非常災害時の対策

非常時の対応	グループホーム消防計画書の基づく火災時の対応マニュアルに従い、安全な避難に努めます。
防災訓練	１年２回の実施予定
防災設備	「消火器」 「自動火災報知設備」 「消防機関へ通報する火災報知器設備」

１３　介護給費費・訓練等給費費対象外サービス利用料金

以下のサービスについては、利用料金を頂きます。

項目	金額	備考
家賃	１日@1,000 円	

水　道　費	実費	
食　事　代	朝食 450 円 昼食 500 円 夕食 550 円	
支援費から支給されない日常生活上の諸費用及び教養娯楽費	月額 5,000 円 （日用品費・共有スペース・町内会費）	
電　気　料	実費＋共用分	直接契約
ガ　ス　料　金	実費	直接契約
水　道　料　金	実費	直接契約

（1）その他

利用者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合には、本来の契約終了日から現実に居室が　明け渡されるまでの期間に係る次の料金を頂きます。

・利用者の障害程度に応じたサービスの利用料金

・その他受けたサービスの実績

（2）利用者の負担金の支払方法

上記利用料金の支払いは、１カ月ごとに計算し請求しますので、月内中に速やかに以下のいずれかの方法でお支払いください。

・自動口座引落（専用の用紙に記入押印）

・現金支払い

・口座振込　　青森みちのく銀行　八重田支店　普通口座　3133633
社会福祉法人　青森令和会　理事長　安田　真弥

私は、本書面に基づいて事業者から上記重要事項の説明を受け、共同生活援助の提供開始に同意しました。

令和　　年　　月　　日

（入居者）
住所

氏名

（身元引受人又は法定代理人）
住所

氏名

入居者との続柄　＿＿＿＿

当事業者は、　　様に対する共同生活援助の提供にあたり、上記の通り重要事項について説明いたしました。

令和　　年　　月　　日

（法人・事業所名）
住所　　青森県青森市佃２丁目４－30
法人名　　社会福祉法人　青森令和会
事業所名　ハッピーライフきらら佃
説明者名　サービス管理責任者　神　敬子